

人のつながりから生まれる 笑顔のまちづくり

HOKKAIDO  
EMBETSU

広  
報

# えんべつ



令和2年

8

2020  
August

今月の表紙

原野の昼下がり 遠別川にて 『ヒグマ』

[広報委員 泊 和幸さん撮影]

No. 749

# 道路交通法改正で、妨害運転罪が創設されました

## あおり運転は犯罪です

令和2年6月30日に施行された道路交通法の改正により、「あおり運転」、(妨害運転罪)が創設されました。

「あおり運転」とは、所定の「3つの条件」を満たすと極めて危険性の高い運転行為「あおり運転」として認定されます。(自転車や軽車両の運転手にも適用されます。)

### 条件1



通行区分違反



急ブレーキ  
禁止違反



車間距離不保持



進路変更禁止違反



追越し違反



減光等義務違反



警音器使用  
制限違反



安全運転義務違反



最低速度違反  
(高速自動車国道)



高速自動車国道等  
駐停車違反

### 条件2

#### 違反行為を「危険な方法」で行った

執拗に繰り返し行うなど、交通の危機を生じさせる恐れのある方法により違反行為を行ったこと

### 条件3

#### 通行妨害を目的にした行為だった

他の車両等の通行を妨害する目的で違反行為を行ったこと



## 運転手に係るその他の主な道路交通法一部改正

### 1. 「免許仮停止処分」の対象を拡大

運転手が「妨害運転(著しい交通の危険)」によって死傷事故を起こした場合は、「免許仮停止処分」の対象になります。

※ 「免許仮停止」とは、違反行為による免許の取り消しや停止処分を待たずに事故発生日から起算して30日を計画する日を期限として、警察署長が免許の効力を停止する処分です。

### 2. 「妨害運転」の「重大違反そのおかし等」の規定が新設

運転手をそそのかして「妨害運転」をさせ、又は助けたりした運転免許保有者は、免許取消し処分を受ける規定。

※ 「妨害運転(交通の危険のおそれ)」をそそのかした場合は、免許取消し後2年間、「妨害運転(著しい交通の危険)」をそそのかした場合は免許取消し後3年間、免許を再取得することが禁止されます。

## あおり運転に対する罰則の創設と行政処分



### ① 妨害運転(交通の危険のおそれ)

他の車両等の通行を妨害する目的の行為(条件1)であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせる恐れのある方法による行為をした場合。

**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

**違反点数25点 免許取消し(失格期間2年)**

※前歴や累積点数がある場合には最大5年



### ② 妨害運転(著しい交通の危険)

①の妨害運転をして、<sup>いちじる</sup>高速自動車国道及び一般国道上で相手の自動車を停止させたり、そのほか事故を誘発させる等、**著しい交通の危険を生じさせた場合**。

※「著しい交通の危険を生じさせた場合」とは、事故が発生した場合に加えて事故には至らなかった場合でも、急ブレーキや急な割込みを行うことで他の車の運転者が事故を避けるために、急ハンドルを切らざるを得ないような状況になった場合等が該当になります。

**5年以下の懲役又は100万円以下の罰金**

**違反点数35点 免許取消し(失格期間3年)**

※前歴や累積点数がある場合には最大10年

## ドライブレコーダーも有効な手段です

### ドライブレコーダーとは

走行中の「映像(前方及び後方)」「音声」「GPSによる位置情報」を記録し、事故などに遭遇した場合に有効となるものです。

※ メーカー及び機種によっては、上記の機能がないものもあります。

- ・ 交通事故だけでなく「あおり運転」被害者になった場合に、記録された「映像」「音声」が証拠となり、トラブル解決が迅速になります。
- ・ 当て逃げやイタズラなど被害にあった場合に証拠を記録できる。
- ・ 運転の様子を見直して次の運転の改善に活かせる。
- ・ トラブルの記録も有効な役割ですが、車窓のきれいな景色を撮影するカメラとしても利用することができ、旅の思い出として車からの映像を残すこともできます。



●あおり運転による被害を受けたときは、車外に出ることなく110番を!



## 歌越の高柳さん『高齢者叙勲受章』

7月3日、町長室において、歌越在住の高柳富一さん(88歳)への「高齢者叙勲伝達式」が行われ、笹川町長が勲章と勲記を手渡して受章の栄誉を称えました。

この叙勲は、88歳になった高齢者の内、春秋叙勲を授与されていない功労者に贈られるもので、高柳さんは「旭日単光章」を受章。

高柳さんは、昭和58年5月に遠別町議会議員に初当選。以来、連続4期16年にわたり在職し、町議会の円滑な運営に尽力され、また、平成7年5月から11年4月まで町議会副議長として在職し、遠別町の地方自治の発展向上に寄与されました。

さらに、議会活動のかたわら、昭和56年7月から昭和59年7月及び平成8年7月から17年7月までの12年間、遠別町農業委員会委員、平成11年7月から17年7月まで遠別町農業委員会会長を務め、農業の発展に貢献。

これら地方自治の発展等、功績が称えられ「旭日単光章」を受章した高柳さんは、「自分は受章の器ではないと思い、辞退も考えたが、この賞は個人でいただいたものではなく、諸先輩や町民皆様の支援のおかげと考え直し、受章することを決めました。」と話し、また、「開基100年に議員として記念式典に参加したことや、4期16年間一緒に議員として共に働いた笹川町長からこの章を伝達されたことは感無量です。」と受章の喜びを話していました。



## 『第1回子どもチャレンジ教室』

7月18日、道の駅「えんべつ富士見」において、教育委員会主催による第1回子どもチャレンジ教室が開催され、小学4年生から6年生までの児童20名が参加し、今年4月24日にリニューアルオープンした新しい道の駅を見学しました。

フリースペースにてオリエンテーションを行い、道の駅で働くスタッフの紹介や普段の仕事内容などの説明を受け、そのあと実際にレジ打ちや商品の陳列、フードコートでのお客の呼び出しなど初めての体験に少し緊張しながらも一生懸命に体を動かしました。

この教室は、様々な活動、体験を通して、知性や感性を養い、郷土を愛する心を育むことを目的として行われており、毎年6回にわたり開催されていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により今年は事業を縮小し、今回を含めて2回の開催となります。

次回の開催は、8月8日、富士見ヶ丘公園にて「ネイチャー体験」が予定されています。





## 『新しい遠別町農業委員会委員』 ～会長・職務代理者決定!～

遠別町農業委員会委員推薦募集結果に基づき、遠別町議会で同意を得た下記の方々が、7月21日開催の遠別町農業委員会総会において笹川町長から辞令が交付され、会長や部会委員等が選出されました。

農業委員会は、関係法令に基づく農地利用の調整や審議等により決定・許可を行っています。

任期は3年間で、町の農業発展のために活動していただきます。



年齢：4/1 現在

議席番号	氏名	年齢	住所	選出形態	備考
1	北島 次幸	72	旭	団体推薦	会長
2	杉本 栄治	59	啓明	応募	
3	森 雅昭	58	富士見	個人推薦	
4	妻沼 浩	58	北里	個人推薦	
5	橋本 浩一	57	丸松	個人推薦	
6	大西 幸生	61	共栄	個人推薦	
7	茂野 敏彦	60	久光	個人推薦	
8	渡邊 理香	54	本町3	応募	
9	中道 豊見	69	幸和	応募	
10	酒井 嗣男	60	中央	個人推薦	
11	島内 一彦	63	丸松	団体推薦	会長職務代理者

(敬称略)

## 『民生委員・児童委員』

皆さんがお住まいの地域に、民生委員・児童委員と呼ばれる方々がいることをご存じでしょうか。

民生委員・児童委員は、地域住民の立場から身近な相談相手となったり、生活や福祉全般に関する援助活動を行っています。家族関係のことや子育てのこと、暮らしのことなどの問題を親身になって解決に取り組み、プライバシーを尊重しながら身近で頼りになる相談相手として活動しています。

心配ごと、困ったことがあるときは、お住まいの地域の民生委員・児童委員へお気軽にご相談ください。



地区名	民生委員名
汐見町	首藤 勝栄
錦町	横地 義章
1区	宮川 明弥
2区	宇野 治
3区	谷越 一夫
4区	清水 道彦
5区	三浦 睦
緑町・文光町	柏木 信幸

地区名	民生委員名
若葉町	千葉 やす子
幸和・北浜・久光	熊田 春子
中央・共栄・東野・大成	山内 佳那子
啓明・清川	高橋 聡
丸松・北里	船山 忠喜
富士見・金浦・旭・歌越	北島 豊子
主任児童委員 (町内全域)	國谷 えり子
主任児童委員 (町内全域)	柿崎 曜子

(敬称略)

## ～いのちを守る気づきと対応～

### ◆◇◆私たちにできること◆◇◆

#### ステップ1 危険サインに気づく～まわりの人にこんな人はいませんか？～

- 表情が暗く、元気がない。
- 食欲がない、酒量が増す。
- 周囲との交流を避けるようになった。
- 遅刻や欠勤することが増えた。
- 体調不良や、不眠を訴えるようになった。
- 大切にしていたものを捨てるなど、身辺整理をはじめている。
- 「消えてしまいたい」「死んだら楽になる」などと口にする。



#### ステップ2 あなたができること～声かけとねぎらい～

##### ♥こころのSOSに気づいたら…

「元気がないけど無理してない？」  
「悩みがあるなら良かったら相談して」  
…と、勇気を出して声をかけてください。

##### ♥相手が悩みを打ち明けてくれたら…

「それは大変だったね」  
「よく頑張ったね」  
…と相手に共感し、苦労を  
ねぎらいましょう。



##### 逆こんな言葉や態度は避けて

##### × 安易な励まし

「頑張っていこう！」  
「何とかなる！」

##### × 批判・否定

「辛いのはみんな同じ！」  
「考えすぎだよ！」

##### × 一般論の押し付け

「死ぬ気でやれば何でもできる」  
「命を粗末にしてはダメだ」

#### ステップ3 早めに専門機関につないでください

一度、自殺に傾いてしまうと、自分だけでその思いから離れられなくなるため、**早めに専門家や医療機関につなぐことが必要**です。

相談された人もひとりで抱え込まず、身近な人のこころの変化に気づいたら、医療機関や相談窓口にご相談してください。



#### 【こころの健康相談窓口】

- こころの健康相談統一ダイヤル 0570-064-556 (全国共通ダイヤル)
- 留萌保健所 0164-42-8327 (土・日・祝祭日をのぞく8:45～17:30)  
(天塩地域保健支所) (01632-2-1179)
- 遠別町役場 福祉課保健指導係 7-2125 (土・日・祝祭日をのぞく8:30～17:15)

# いのちを支えるためにできること

新型コロナウイルス感染症の影響で、急な変更や予定外の対応に追われたり、先の見通しも立たない中で自由な行動が制限され、強いストレスを感じている方も多いのではないのでしょうか。

こころが疲れ果てたまま、手当てをせずに放っておくと、最悪の場合、自ら命を絶つという選択しかできなくなってしまうこともあります。

大切な人の命をみんなですべて支えて守るためにできることを見つけてみませんか？



## ◆◇◆自殺に関するいろいろな誤解◆◇◆

「死ぬ、死ぬ。」と、口にする人ほど、実際には死なないって言うけど…。

「死ぬという人ほど死なない」「周囲の気を引くためだ」と広く信じられていますが、これは大きな**誤解**です。  
自殺をした人の8～9割は、実際の行動に及ぶ前に**何らかのサインを他人に送っている**と言われてしています。

自殺しようとする人は死ぬ覚悟ができていて意思が固い？

自殺しようとする人は、100%覚悟が決まっていると信じられていますが、**誤解**です。  
自殺する直前まで、「死んでしまいたい」という気持ちと、「生きていたい」という気持ちを同時に持っており、むしろ動揺していると、言われています。

未遂に終わった人は本当は死ぬつもりがなかった？

**誤解**です。  
未遂だった人がその後も同様の行動を繰り返し、結局、**自殺によって命を落とすことが一般よりも高い**と言われてしています。

自殺を話題にするとかえって自殺への思いを強くしてしまう？

**誤解**です。むしろ、**自殺の危険度が下がります**。  
ひとりで抱えこんでいた思いを語ることで、気持ちが整理され、冷静さを取り戻すきっかけになると言われています。

自殺を考えるのは、こころが弱い人だけでしょ？

**誤解**です。「4人に1人が本気で自殺したいと考えたことがある」「5人に1人が身近な人を自殺で亡くしている」という調査結果もあるほど、誰にでも起こりえることです。  
悩みで心理的に追い詰められた結果、正常な診断ができなくなり、「**死ぬ以外の選択肢が思いつかない**」という**特殊な心理状態**に陥ると言われています。また、自殺者の多くが**うつ病などの精神疾患を発症**していたこともわかっています。



自殺を考えるまで追い詰められると、ひとりで抜け出すのは困難です。だからこそ、「死に傾いている人がどんなサインを出すのか」を知ること、苦しんでいる人の存在に多くの方が気づくことが、悲しい死を防ぐ第一歩となります。

# 議会からのたより



## 議会の主な動き

(令和2年5月～令和2年7月)

5月13日

議会全員協議会

5月22日

議会運営委員会

6月25日～6月26日

留萌地域総合開発期成会要望のため議長留萌、札幌市に出張

7月9日

議会全員協議会

常任委員会合同会議

7月10日

議会報発行特別委員会

7月16日～7月17日

留萌地域総合開発期成会要望のため議長札幌市に出張

7月27日

議会報発行特別委員会

7月31日

留萌管内町村議会議長会臨時総会及び懇談会出席のため議長初山別村に出張



## 第2回臨時会

5月13日の1日間を会期として開催し、報告2件、補正予算2件、条例の改正2件の合計6件の議案が提案され、原案どおり可決し、閉会した。

## 報告

- ◆ 専決処分報告について
- ◆ 税条例の一部改正について
- ◆ 令和元年度一般会計補正予算

## 行政報告

- ◆ 新型コロナウイルス感染症について
- ◆ 新型コロナウイルス感染症における町内行事の状況について
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る各学校の臨時休業及び学校行事等の変更に

## 審議事項

- ◆ 国民健康保険条例の一部改正について
- ◆ 後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

## 主な補正予算

【一般会計】

- ・ 民間賃貸職員住宅建設助成支援事業補助金 2,000万円削除
- ・ 特別定額給付金 26,000万円新規
- ・ 生活支援助成券交付金 2,600万円新規
- ・ 飲食店休業支援金 260万円新規
- ・ 子育て世帯への臨時特別給付金 277万円新規
- 【国民健康保険特別会計】
- ・ 傷病手当金 50万円新規



## 第3回定例会

6月12日から15日までの4日間を会期として開催し、報告2件、同意12件、候補者の推薦1件、計画の変更1件、補正予算2件、条例の改正4件、工事請負契約1件、財産の取得2件、意見案3件、発議1件の合計29件の議案が提案され、原案どおり可決し、会期を3日間残して閉会した。一般質問は、山下議員、山本議員の2名が行った。

### 報告

- ◆えんべつリゾート開発株式会社 社の経営状況について
- ◆緑越明許費繰越計算書について

### 行政報告

- ◆新型コロナウイルス感染症対策の進捗状況について
- ◆高齢者叙勲の受章について
- ◆キャッスルガー市との姉妹都市交流について
- ◆令和元年度各会計の決算概況について

- ◆令和2年度国及び道所管の事業概要について

### 同意

- ◆固定資産評価審査委員会委員の選任について
- ◆長谷川繁男氏（北里）の選任に同意した。
- ◆農業委員会委員の任命について
- ◆左記11名の方の任命に同意した。

### 審議事項

- ◆人権擁護委員候補者の推薦について
- ◆和田裕克氏（本町3）の推薦に賛成した。

北島 次幸 氏（旭）  
大西 幸生 氏（共栄）  
茂野 敏彦 氏（久光）  
森 雅昭 氏（富士見）  
酒井 嗣男 氏（中央）  
橋本 浩一 氏（丸松）  
妻沼 浩 氏（北里）  
島内 一彦 氏（丸松）  
杉本 栄治 氏（啓明）  
中道 豊見 氏（幸和）  
渡邊 理香 氏（本町3）

- ◆過疎地域自立促進市町村計画の変更について

- ◆固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- ◆税条例の一部改正について
- ◆手数料条例の一部改正について

- ◆介護保険条例の一部改正について

- ◆工事請負契約の締結について
- \*工事名 公営住宅建設工事（建築主体工事）
- 契約金額 9,889万円

- ◆財産の取得について
- ◆旭温泉送迎バス 1台
- ◆デジタルX線テレビシステム一式

### 主な補正予算

- 【一般会計】
- ◆新型コロナウイルス感染症対策事業費

- 900万円増
- ◆オロン地区新規就農者支援助事業負担金
- 35万円新規
- ◆幸和北浜線法面補修工事
- 360万円新規

### 意見案

- ◆看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書

提出者 木村議員

賛成者 山本議員、白井議員

- ◆介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書

提出者 木村議員

賛成者 山本議員、白井議員

- ◆林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

提出者 小森議員

賛成者 柏谷議員、山本議員

意見案は採択され、国の関係機関に送付した。



町政を問う

第3回定例会「一般質問」

再質問



**問** 新型コロナウイルスの感染拡大による、国の緊急事態宣言が4月6日に発出され、5月31日に全面解除となった。北海道では、2月27日から各学校の休業要請を発出し、町内の小中学校も2月27日から5月31日までの間、分散登校を挟みながら休業をしていた。長期にわたる休業期間中、児童生徒の生活習慣の乱れや学習の遅れなどが問題になっている。再流行となった場合に、児童生徒の生活習慣の確保及び学習機会の提供などの対策について、教育委員会の考えを伺う。

**答** 新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休業長期化により、学校では授業時数を確保するため、学校行事の見直しや夏休み・冬休みの期間短縮などの対応を余儀なくされている。心配された生活習慣の乱れについては、分散登校の効果もあり、円滑に学校が再開されている。

国は、今後、再び臨時休業となった場合の対応として、学習に著しい遅れを生じることがないように、可能な限りオンライン教材を活用した学習、同時双方向型のオンライン指導を通じた学習などICT等を活用した家庭学習と教師による対面での学習指導や学習状況の把握の組み合わせにより、児童生徒の学習及び生活を支援することや、遠隔教育に関して、家庭の通信環境を把握し、家庭にあるスマートフォン、モバイルルーターなどを活用できる場合は通信手段として活用することを求めている。

本町は臨時休業期間中、IP告知端末を使って、担任が子どもたちの生活・健康状態や家庭学習状況の確認を行っており、また、児童生徒に一人一台のタブレット端末を整備していることから、分散登校時に持ち帰らせて、家庭学習の補助として有効に活用をしている。今後、更なる感染状況の悪化により再び臨時休業を強いられることも予想され、また、ICT化が加速し、学校における教育活動の一部をオンラインで実施するなどの取り組みが更に促進されることが想定されるため、早急に学校における取り組みを強化し、児童生徒の遠隔学習を可能にすることが重要であり、各家庭の通信環境の実態についても、現在、調査を進めている。長期臨時休業等における子ども達の生活習慣の確保及び学習機会の提供については、オンライン環境の整備が必要不可欠であることから、本町における取り組みを加速させ、オンライン学習に必要な整備等を迅速かつ効果的に進めて行きたい。

**問** オンライン学習を行うためには、家庭でのインターネット環境の整備がとても重要であるが、環境のない家庭についてどのような対応をとるか伺う。

**答** 新型コロナウイルスの感染拡大によって、再度学校が長期臨時休業となった場合、オンライン学習の取り組みは必要なものと考えており、未整備世帯へのオンライン学習は、現在、公共施設、学校、マナビの図書室などが整備されているため、これらの施設を利用し学習に参加してもらおうよう検討している。

山下議員

**問** 新型コロナウイルス再流行時の学校対応は？

佐藤教育長

**答** オンライン学習の提供に向けた整備を進める

**答** 新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休業長期化により、学校では授業時数を確保するため、学校行事の見直しや夏休み・冬休みの期間短縮などの対応を余儀なくされている。心配された生活習慣の乱れについては、分散登校の効果もあり、円滑に学校が再開されている。

本町は臨時休業期間中、IP告知端末を使って、担任が子どもたちの生活・健康状態や家庭学習状況の確認を行っており、また、児童生徒に一人一台のタブレット端末を整備していることから、分散登校時に持ち帰らせて、家庭学習の補助として有効に活用をしている。今後、更なる感染状況の悪化により再び臨時休業を強いられることも予想され、また、ICT化が加速し、学校における教育活動の一部をオンラインで実施するなどの取り組みが更に促進されることが想定されるため、早急に学校における取り組みを強化し、児童生徒の遠隔学習を可能にすることが重要であり、各家庭の通信環境の実態についても、現在、調査を進めている。長期臨時休業等における子ども達の生活習慣の確保及び学習機会の提供については、オンライン環境の整備が必要不可欠であることから、本町における取り組みを加速させ、オンライン学習に必要な整備等を迅速かつ効果的に進めて行きたい。



山本議員 問 家庭内介護の現状と課題

笹川町長 答 地域包括ケアシステムの構築を進め、支援する



問

少子高齢化が進む本町の中で、介護を必要としている方々があり、在宅で家族や近親者の方が介護しているケースが増えている。また、要支援への有償ボランティアによる、買い物、掃除、食事などの代行事業は、社会福祉協議会で行っているが、人手不足と聞いている。介護は高齢者だけではなく、障がいのある方、難病の方など様々であり、その介護を在宅で行っている介護者は、仕事や旅行、趣味などの自分のための時間や行動が制限され、身体的、精神的、経済的な負担や不安を抱えながら生活されている。介護疲れによる事件の報道もあり、介護者が自分の人生を生きるための支援という視点が必要だと考える。

そこで町長に3点伺う。

1 支援体制は

問

本町では、在宅で介護を行う家族などに対する相談・支援体制はどのようになっているのか。

答

介護保険制度では、家族介護支援事業を地域支援事業の一つとして位置づけしており、本町では、既に全ての町民を対象に、適切な介護知識・技術の習得やショートステイなどの適切な利用方法の理解を目的とした家族介護教室の開催及び重度要介護者を介護する家族に対し、精神的負担の緩和や経済的支援として在宅介護手当の支給などの取り組みを実施している。地域包括支援センター及び福祉係が相談窓口となり、介護者本人についての相談のほか、介護者からの悩みの相談も寄せられており、関係機関と連携し、介護認定者の場合については、家族介護者の息抜きに有効なショートステイの提案などを行っている。

2 事業拡充について

問

買い物、掃除、食事などの代行業業等への支援により拡充できないか。

答

介護保険の認定者及び障がい者については、介護保険及び障がい者自立支援制度の中で行われている。通常の方についても、社会福祉協議会独自の事業になる。町としては、なるべく事業を利用しなくても、自立した日常生活を行うことができるようになっていただくことを目指しており、現在のところこの事業の拡充は考えていない。

3 在宅介護者の包括的な支援

問

在宅介護者の抱える様々な課題を関係機関の連携による包括的な支援が必要だと考えるが、町長の考えは。

答

在宅介護者を抱える介護者にとって、精神的、肉体的な負担から虐待や介護放棄

などの問題に発展する可能性も指摘されており、心身の介護負担の軽減を図るため、医療と介護の連携推進や介護サービスの充実、地域の見守りなど、在宅での生活支援を図ることが重要であり、在宅介護の課題には、地域との連携や社会資源を活用した地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組むことが必要と考えている。構築に向けた取り組みを着実に進め、在宅で介護を行う方を支援していく。

再質問

問

構築に向けた取り組み状況は。

答

現在、社会福祉協議会と協議をしているところであり、今後に向けて介護者の補助・支援を続けていきたい。形としては遠別町訪問介護相当サービス、または、遠別町訪問型生活援助サービスなど、独自でワンランクアップした形の支援ができないか模索している。

町長からの行政報告（抜粋）第3回定例会



新型コロナウイルス感染症対策の進捗状況について

国の特別定額給付金事業の進捗状況につきまして、4月27日の住民基本台帳世帯数1,334世帯、人口2,595人に対し申請書を送付し、6月10日現在、97・4%に当たる1,299世帯、2,545人、2億5千450万円の支給が完了したことを報告する。

未申請者に対しては、申請漏れのないよう電話などでの勧奨を随時行っていく。

町独自の事業である「飲食店休業支援金」については、商工会に協力してもらい、5月15日、13店舗に対し支給を完了している。



生活支援助成券

「生活支援助成券」及び「マスクの配付」は、職員が5月18日から町内会ごと11班に分かれ、ご自宅を訪問し、5月22日には概ね配付を完了した。不在により配付できていない家庭については、家族と連絡をとり、郵送するなど全戸配付に向け対応しているところである。

今後も、新型コロナウイルスを想定した「北海道スタイル」を着実に実践し、感染拡大の予防を町民の皆様と一緒に実施していきたい。

キャッスルガー市との姉妹都市交流について

キャッスルガー市と遠別町の友好を深めるため、タツソーニ新市長をはじめとする訪問団を招き、交流事業を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の発生により、日本及びカナダにおいても感染が拡大し、世界的にも厳しい情勢となった。訪問団の来町については、キャッスルガー市より、お互いの健康と安全確保の観点からも事業実施を見送ることが最善ではないかとの連絡があり、当町としても今年度の事業実施を見送ることとした。また、遠別・キャッスルガー国際交流協会が実施している青少年相互交流事業についても、同様の情勢の中、当町協会とキャッスルガー市委員会との間で協議をし、派遣・受入する相互の家庭を考慮し、来年度へ延期することを決定した旨報告を受けている。キャッスルガー市との友好な姉妹都市交流・青少年相互交流については、

今後も市・交流事業関係者と連携を図り、引き続き事業を進めていきたいと考えている。



令和元年度キャッスルガー市表敬訪問



令和元年度青少年相互交流事業

## 第4回臨時会

6月22日の1日間を会期として開催し、補正予算1件、権利の放棄1件の合計2件の議案が提案され、原案どおり可決し、閉会した。

### 行政報告

・えんべつリゾート開発株式会社  
の解散について

### 審議事項

◆権利の放棄について

### 主な補正予算

- ◆プレミアム商品券発行事業補助金 1,350万円新規
- ◆遠別農業高等学校入寮生支援事業助成金 144万2千円新規
- ◆感染拡大防止対策事業協力金 350万円新規

## 町長からの行政報告（抜粋）

### えんべつリゾート開発株式会社 の解散について

えんべつリゾート開発株式会社は、平成2年10月に第三セクターで設立され、運営の主体である、レストランとんがりかんについては、水と緑のふれあいランド構想整備事業により、平成3年9月着手、平成4年4月に完成し、総事業費192,776千円で建設されたところである。平成4年8月1日にオープンし、富士見ヶ丘公園を中心として、遠別町の産業・観光の振興に寄与し、町民をはじめ多くの来館者に親しまれ、道の駅としての役割を担ってきたが、令和元年9月1日に直売所の営業を終了し、令和2年1月31日をもって、レストランの営業を終了したところである。去る6月3日、取締役会を開催し、定時株主総会により解散に係る事項が決議された。決議の内容については、えんべつリゾート開発株式会社の出資金は100%減資し、建物と、と

んがりかんについては町へ無償譲渡する。また、精算経費残余金については、町に寄附するということであった。以上の結果を踏まえ、えんべつリゾート開発株式会社は解散に係る手続き等を税理士及び行政書士の指導のもと進めている。えんべつリゾート開発株式会社代表取締役を始め、関係者におかれましては、地元食材を使ったメニュー、お客様のニーズにあわせたメニュー開発など創意工夫をされたこと、経営にも尽力をいただいたこと、そして、28年間の長期に渡り、町民皆様のご理解ご協力のもと、遠別町のシンボルとしての役割を果たされたことについて、深く感謝申し上げます。今回の解散にあたり、町民の貴重な財産である債権を放棄するという苦渋の決断をしたところであり、出資金である45,000千円について権利の放棄を行うこととなり、心よりお詫び申し上げます。また無償で譲渡される、とんがりかんについては、施設の老朽化が進んでおり、

## 第4回臨時会

補修を含めた有効な活用方法について、内部でも検討し、町民の皆様、議員各位とともに、知恵をいただきながら進めていきたいと考えているので、ご理解のほどお願いする。最後に、道の駅の機能を担ってきた、とんがりかんに代わり、新たな道の駅えんべつ富士見についても、より町民の皆様を始め、多くの皆様に愛される施設運営に努めますのでよろしくご愛顧のほどお願い申し上げます。



とんがりかん（4月24日撮影）

シリーズ

## えんべつ町民 独占インタビュー

Vol.4

◎遠別町の住民をピックアップし、まちの印象や、行政、議会に対する思いなどをインタビューし、議会活動に役立ていきます。

フレッシュ市場 花菜夢  
会長 松澤 米子さん  
副会長 石田 真理子さん

### 主な販売品

多種野菜、花、手作りパン、  
大福餅、手工芸品、ジャムな  
ど加工品

営業（日曜日）

10:30 ~ 16:00



花菜夢は、平成 14 年から活動をはじめ、今年、活動 19 年目で会員 17 名の団体です。活動当初は、年に 1 回、農協駐車場で、朝市などの活動から始まったそうです。その後、富士見の道の駅に活動を移しました。

「活動を始めたばかりの頃、お客さんに『いらっしゃいませ』を言うのも恥ずかしかったけど、今は積極的に声を掛け、お客さんにも『これ、どうやって食べるんですか?』など色々聞かれることもあり、自分達も勉強しながら接客している」と話されました。

また、販売品もはじめは、自分達の家で余った物を持ち寄り『やってみよう!』という感じだったが、今は、花菜夢の活動のために作っている感じで、レタスひとつとっても、何種類もの品種を作るなど、販売品数も増え『皆さんに少しでも変わった野菜を見てもらいたい』という気持ちでチャレンジされています。

平成 30 年度には、地域活性化への貢献が評価され、農林水産省の「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」で優良な活動事例として全国に紹介されました。

現在、リニューアルオープンした『道の駅えんべつ富士見』で営業し、6 月第 2 週から 10 月第 2 週までの期間で 18 回の営業を予定しています。

例年、1 回目の営業の際に餅の配付を行っていましたが、コロナウイルスの影響で今年は餅の配付は取り止め、営業最終日にはお客さんに感謝の意を込めて雑煮を振舞っていましたが、現段階では検討中とのことです。

今後の活動予定は、道の駅での営業のほか『留萌管内農村女性ネットワーク“オロロン”』が主催するイベント『農業まるごとふれあい広場』に出店する予定をしています。こちらのイベントにも機会があれば足をお運びいただければと思います。

インタビューの最後には、来年は 20 年目の節目の年で『本当によくやったなって思うから、何かしたいね』と話され、今後の活動にますます注目したい。

(文責：白井委員)

議員出席状況

令和2年5月1日～令和2年7月31日

区分 議員名	定例会・臨時会						常任委員会等				特別委員会			合計			出席率 (%) ⑥/⑤								
	開催日数 ①	出席内容			出席日数計 ②	欠席内容			総務産業 1	文教厚生 1	議会運営 1	全員協議会 3	議会報発行 2	決算審査	予算審査	開催日数合計①+③ ⑤		出席日数合計②+④ ⑥	欠席日数合計						
		全日出席	遅刻	早退		慶弔	病欠	その他												出席内容			欠席内容		
																				全日出席 ③	遅刻	早退	出席計④	慶弔	病欠
西畑 広男	3	3			3				5	5			5			8	8		100.0%						
小森 嘉孝	3	3			3				7	7			7			10	10		100.0%						
白井 金治	3	3			3				6	6			6			9	9		100.0%						
柏谷 美春	3	3			3				5	5			5			8	8		100.0%						
木村 秀雄	3	3			3				4	4			4			7	7		100.0%						
千葉 光悦	3	3			3				4	4			4			7	7		100.0%						
大石 幸夫	3	3			3				4	4			4			7	7		100.0%						
山下 悟	3	3			3				6	6			6			9	9		100.0%						
山本 仁美	3	3			3				5	5			5			8	8		100.0%						

## 議会を傍聴してみませんか

次の定例会は**9月上旬**の開催予定です。

詳しくはテレビ電話でご確認ください。

【お問い合わせ】

議会事務局

電話 7-2147 (直通)

メール gikai@town.embetsu.hokkaido.jp



## タイトル写真



8ページのタイトル写真は、6月28日フレッシュ市場 花菜夢様にインタビューに伺った際に撮影いたしました。

発行：遠別町議会

編集：議会報発行特別委員会

委員長 小森 嘉孝

副委員長 山下 悟

委員 白井 金治

## あとがき (山下委員)

今回の「えんべつ町民独占インタビュー」ではフレッシュ市場 花菜夢、前は商工会女性部の皆さんを取材させていただきました。管内でも類を見ない誇れる各団体と思います。本町は女性が活躍する機会も多く、また、働き方改革の背景に女性がさらに活躍することが予想されています。どの業種でも後継者問題がありますが、我々も協力しながら、技術・知識が絶えず、受け継がれるよう継続してもらいたい。



## 『国民年金保険料は口座振替がお得』

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。

口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される「早割制度」や、現金納付よりも割引額が多い「6か月前納」、「1年前納」、「2年前納」もあり、大変お得です。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参して、ご希望の金融機関またはお近くの年金事務所へお申し出ください。

■ 日本年金機構 稚内年金事務所 ☎0162-32-1941

## 『遠別町職員を募集します』

遠別町職員を次のとおり募集します。

### 1 採用区分、人数及び資格等

区分	建築職	土木職	保健師	保育士
募集人数	1名	1名	1名	1名
年齢制限	昭和55年4月2日以降に生まれた方 (令和3年4月1日現在40歳以下の方)	昭和55年4月2日以降に生まれた方 (令和3年4月1日現在40歳以下の方)	昭和60年4月2日以降に生まれた方 (令和3年4月1日現在35歳以下の方)	平成2年4月2日以降に生まれた方 (令和3年4月1日現在30歳以下の方)
受験資格	高校、専門学校、大学等で建築技術に関する専門課程を履修し卒業した方で、建築士法に基づく1級建築士、又は2級建築士の免許の登録を受けている方	高校、専門学校、大学等で土木技術に関する専門課程を履修し卒業した方、又は令和3年3月末までに卒業見込の方	保健師の資格を有する方、又は令和3年3月末までに資格を取得見込の方	保育士資格及び幼稚園教諭免許状の両方を有する方、又は令和3年3月末までに両方の資格を取得見込の方
職務内容	建築工事の設計、監督、検査、建築確認、施設設備の改修等の業務及び関連する行政事務	土木工事の設計、監督、検査等の業務及び関連する行政事務	保健指導、介護予防等に関する業務及び関連する行政事務	保育士業務及び関連する行政事務 [勤務予定場所] 認定こども園遠別町幼児センター きらり

### 2 採用予定

- (1) 建築職、土木職、保健師 採用日は、試験終了後に決定します。  
(2) 保育士 令和3年4月1日

### 3 受付期間

令和2年7月10日(金)～令和2年10月31日(土) (必着)

### 4 応募方法

遠別町役場総務課総務係で配布している申込書を提出してください。  
後日、面接試験を実施し、採用を決定します。



■ 役場総務課総務係 ☎7-2111



## 『無料法律相談会のお知らせ』

～弁護士が無料で相談を実施します～

主催：旭川弁護士会

- ◆日時 令和2年8月25日（火曜日）  
午後1時30分～午後3時30分（お一人様30分）
- ◆場所 天塩郡遠別町字本町4丁目1番地25  
遠別町生涯学習センター マナビィ・21
- ◆担当弁護士 稚内ひまわり基金法律事務所  
弁護士 小田桐 誠（旭川弁護士会所属）
- ◆相談例 借金問題 離婚問題 相続に関する問題 交通事故 労災 刑事事件  
悪徳商法 ご近所トラブル 賃貸借（土地・アパート・マンションなど）  
相談料は無料ですので、お気軽にご利用ください。



《ご予約・お問い合わせは…》  
稚内ひまわり基金法律事務所  
0162-24-7900

※ 予約がない場合でも相談はお受けいたしますが、予約された方を優先しますので事前予約の上お越し下さい。

## 『海上保安大学校学生募集！』

海上保安庁では、令和3年4月採用の職員（海上保安大学校学生）を募集します。

- ◇受付期間◇  
インターネット：8月27日（木）～9月7日（月）
- ◇試験日程◇  
第一次試験：10月31日（土）、11月1日（日）
- ◇受験資格◇  
令和2年4月1日において高等学校を卒業した日の翌日から起算して2年を経過していない者及び令和3年3月までに高等学校を卒業する見込みの者
- ◇海上保安庁職員採用のホームページアドレス及びQRコード◇  
<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/saiyou/bosyu/>
- ◇問い合わせ◇  
詳細については、問い合わせください。  
稚内海上保安部管理課（TEL：0162-22-0118）



## 消防支署から

# 野焼きは法律で禁止されています

適法な焼却施設以外で廃棄物（ごみ）を燃やすことを「野焼き」といいます。野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」）」で原則、禁止されています。

野焼きに該当するのは、直接、地面で焼却する場合だけではなく、ブロック囲い・素掘りの穴・ドラム缶等、法で定められた基準を満たしていない焼却方法での行為なども含まれます。

※ 一般家庭からのごみ焼却は、野焼きに該当します。



一部例外的に認められる場合があります。

風俗習慣  
宗教上必要な焼却



例：どんど焼き等、  
不要な門松やしめ縄

災害等の予防



例：凍霜害防止のための  
稲わらの焼却、  
災害時の木くずの焼却

農林水産業を営む  
ために必要な焼却



例：農林業者等が行う  
伐採した枝の焼却等

例外的に認められる場合であっても、焼却を行う場合は、  
**消防署**に届け出をしてから行ってください。



消防消防署ホームページ

<http://www.town.embetsu.hokkaido.jp/shobo/>



## 警察署から

### 水難事故を防ぐために

- (1) 指定された遊泳区域内で、泳ぎましょう  
遊泳禁止区域では急な深み等があり、多くの危険が潜んでいます。  
潮が沖に流れていく離岸流もあるので注意しましょう。
- (2) 子どもから目を離さないようにしましょう  
波の力で倒れたり、沖に流される危険があります。  
保護者の方は、水辺で遊ぶ子どもから目を離さず、近くにいるようにしましょう。
- (3) 体調不良時や飲酒後は泳がないようにしましょう  
体調不良時やお酒を飲んだ後は、呼吸が乱れやすく溺れる危険があるので泳がないようにしましょう。
- (4) 釣りをするときは、必ず救命胴衣を着用しましょう  
高波時の防波堤や滑りやすい岩場、流れが速い岸辺などには近づかず、安全な場所で行いましょう。
- (5) 水上オートバイは遊泳区域に入らないようにしましょう  
危険な運転はせず、必ず救命胴衣を装着して安全航行に努めましょう。



(警察本部交通部交通企画課)

天塩警察署 Tel 2 - 2110

遠別駐在所 Tel 7 - 2110

## ひまわり

▽ごけつこん

田村 拓也さん

黒田 亜希さん

(中央2)

▽おくやみ

加藤 和治さん (91) (中央1)

加藤 昭さん (71) (若葉町)

竹之内智恵子さん (90) (中央1)

江畑 午一さん (90) (5区)

井上 武子さん (86) (若葉町)

柳町キミ子さん (91) (5区)

小鹿 桜さん (18) (5区)

平栗 了さん (88) (錦町)

鈴木 久榮さん (92) (3区)

北島 保子さん (102) (旭)

## 「厚志」に感謝

《中学校陸上記録会へ》

○遠別商工会青年部

『ポカリスエット72本』 様から  
(野村崇文部長)

# 町のカレンダー 2020

曜日	月	火	水	木	金	9月収集の粗大ごみ
種類	生ごみ ペットのふん	一般ごみ	資源ごみ全般 紙おむつ等・衣類等	生ごみ ペットのふん	農村地区のみ 5種類を全部	申込期限 9月 3日(木) 収集日 9月 5日(土)

- ごみに関するご不明な点は、『ごみガイドブック』をご覧くださいか、西天北五町衛生施設組合 (☎5-1154) 又は住民課生活広報係 (☎7-2113) にお問い合わせください。

8月 (August)		9月 (September)	
15(土)		1(火)	
16(日)		2(水)	
17(月)	マナピィ・21 図書室休館	3(木)	
18(火)		4(金)	
19(水)		5(土)	
20(木)	乳幼児健診 (診察開始 13:30 ~ 健康管理センター)	6(日)	
21(金)		7(月)	マナピィ・21 図書室休館
22(土)		8(火)	ひよこタイム (10:00 ~ 子育て支援センター)
23(日)	マナピィ・21 図書室休館	9(水)	乳幼児健診 (診察開始 10:30 ~ 健康管理センター)
24(月)	マナピィ・21 図書室休館	10(木)	
25(火)		11(金)	
26(水)		12(土)	
27(木)		13(日)	マナピィ・21 図書室休館
28(金)		14(月)	マナピィ・21 図書室休館 子宮頸がん検診 (マナピィ・21 8:20 ~)
29(土)		15(火)	
30(日)			
31(月)	マナピィ・21 図書室休館		

※ 上記の内容は変更になる場合がありますので、あらかじめ各自で確認してください。

## 『北方領土返還要求運動強調月間』

### ◆北方領土返還要求署名のお願い◆

戦後、沖縄や奄美大島、小笠原諸島が祖国に復帰する中、歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方四島は未だ祖国に復帰することが実現していません。

一日でも早く北方領土の返還を実現するべく、国民一人ひとりの意思を、署名を通じて反映させましょう。

8月は「北方領土返還要求運動強調月間」とし、国、都道府県、市町村、関係団体が連携し、北方領土問題の啓発活動を積極的に取り組むこととしています。

8月中は、役場1階ロビーに北方領土返還要求署名コーナーを設置しておりますので、ご協力よろしくお祈いします。



### 『ジェネリック医薬品にかえてみませんか？』

#### 【協会けんぽ北海道支部からのお知らせ】

協会けんぽ北海道支部では、加入者の皆さまのお薬代の負担軽減や健康保険財政の改善につながり、今後の医療費や保険料率の伸びが抑えられることから、「ジェネリック医薬品」の利用を推進しております。

かかりつけ医師・薬剤師へジェネリック医薬品の処方についてご相談してみましよう。



#### 【お問い合わせ先】

全国健康保険協会（協会けんぽ）北海道支部  
☎ 011-726-0352（代表）

### 『アイヌの方々からの様々なご相談をお受けします』

日常生活でお困りのこと、嫌がらせ、差別など何でもご相談ください。

相談専用電話

アイヌの方々のための専用フリーダイヤル  
0120-771-208

受付時間 月曜日～金曜日（※祝日、12/29-1/3を除く）  
午前9時～午後5時

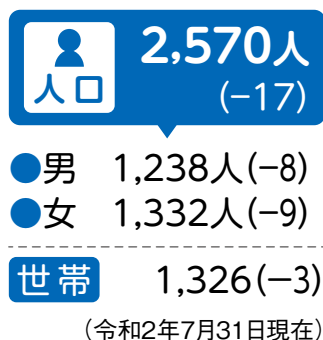
●相談無料 ●匿名可 ●秘密厳守

公益財団法人 人権教育啓発推進センター  
〒105-0012 東京都港区芝大門 2-10-12 KDX 芝大門ビル 4階  
◆本相談事業は、（公社）人権教育啓発推進センターが、厚生労働省生活相談充実事業により実施するものです。

### 広報紙に載っている写真差し上げます

広報紙に掲載されている写真で、「画像データがほしい」と言う方がいらっしゃいましたら、役場1階生活広報係までお越しください。

ただし、あくまで個人用、保存用としていただける場合のみとさせていただきます。インターネット投稿やその他掲示板等への掲載、その他の理由により、お渡しできない場合がありますのでご了承ください。（まったく関わりのない方や、遠別町に肖像権のない写真についてはお渡しできませんのでご了承ください。）



今月の納税

納期 8/31  
町・道民税(2期)  
国民健康保険税(2期)

〒098-3543

遠別町字本町3丁目3番地

遠別町住民課生活広報係

(記事や写真の無断転載は固く禁じます)

皆様のご意見・ご感想をお待ちしております。

TEL (01632) 7-2113 (内線113・114) E-mail: seikatsu.kouhou@town.embetsu.hokkaido.jp  
FAX (01632) 7-3695 町へひとことご意見箱もご利用ください。